

インドネシア訪問記

～弁護士会と最高裁を中心に～

横浜弁護士会会員
丹羽 明子
Niwa, Akiyo

1 はじめに

筆者は、横浜弁護士会国際交流委員会の一員として、2014年2月8日から11日までの日程で、近年発展著しく日系企業の進出も盛んなインドネシア(ジャカルタ)を訪問した。横浜弁護士会は、2003年12月から韓国の京畿中央地方弁護士会と、2009年4月から中国の上海市律師協会と、それぞれ友好協定を締結して交流を続けているが、インドネシアとの交流は今回が初めてである。

ジャカルタでは、インドネシア統一弁護士会であるPERADI、最高裁、法律事務所1か所及び日系企業1社をそれぞれ1時間半程度ずつ訪問し、通訳を介して情報交換させていただいた。以下、PERADI及び最高裁にて得た情報を中心に、日本との比較を若干交えて報告したい。

2 インドネシアの弁護士について

(1) インドネシアには、かつて8つの弁護士会があつたが、2003年に制定されたインドネシア弁護士法に則り、2005年に統一弁護士会であるPERADIが設立された。

今回のPERADI訪問では、Otto Hasibuan会長をはじめとした7名のインドネシア人弁護士に加えて、記者やカメラマンまでも集まり、大きなウェルカムボードが用意される等、大変な歓迎をしていただいた。

(2) PERADIには、現在約26,000人の弁護士が登録しており(女性弁護士は徐々に増加しているが、現在は10%未満である)、また、4,000人の研修生がいる。人口約2.47億人(2012年、インドネシア政府統計)に対する弁護士の割合は、約0.01%である。日本で、約0.01%であったのは、人口約1.21億人(総務省統計局)に対し、弁護士数が12,604人(弁護士白書)の1985年頃で、2013年には、約0.026%(1.27億人)に対し

33,624人)となっている。

(3) インドネシアで弁護士となるには、大学で4年間法律学を専攻し、PERADIの研修を半年間受けた後、PERADIが実施する試験を受験し、合格後2年間研修を受けて、裁判所で宣誓する必要がある。また、資格は3年ごとに更新することとなっており、その際50ドルほど支払う必要がある。試験前の研修や更新制度は興味深かったが、今回は時間の関係で詳しく伺えなかつた。

(4) PERADIでは、訪問した我々も、弁護士会の仕組みなどについて多くの質問を受けた。ジャカルタ訪問中、我々は、以前、弁護士数の増加を懸念したPERADIが、弁護士資格の付与手続きを停止していた間に、他の弁護士団体が弁護士資格を付与してしまったことがある、そして、現在、その付与行為の有効性に関して訴訟が係属中だと聞いていた。PERADIからの熱心な質問からは、そのような状況の中で、PERADIが統一弁護士会としての仕組みを整えることに尽力していることが強く感じられた。

3 インドネシアの裁判所について

(1) 最高裁では、Hatta Ali長官のほか、宗教裁判所判事ら13名の方々に迎えていただいた。PERADIからも、Otto Hasibuan会長ら7名が、前日に引き続き参加してくださった。

(2) インドネシアには、最高裁1か所、高裁76か所及び地裁706か所(日本の簡裁の役割は地裁が担っている)の計883か所の裁判所が存在し、下級裁判所は、通常・行政・軍事・宗教の4種類に分かれている。日本では、最高裁1か所、支部を含め高裁15か所、地裁・家裁各253か所、簡裁438か所の計960か所である(裁判所HP)。インドネシアの人口は日本の約2倍、面積は約5倍であることからすると、かなり少なく感じられる。

(3) インドネシア最高裁の現在の判事数は、48名(定員は51名)であるが、上告に対する制限が機能しておらず、上告件数は、年間約13,000件とのことだった(裁判所HPによれば、2011年における日本の最高裁での新受件数は、上告事件2,036件、上告受理事件2,485件の合計4,521件である。)。この点について、Hatta Ali長官は、「人間の限度を超える努力をしている」とおっしゃっていた。

(4) Hatta Ali長官のお話によれば、過去には、判決の質より量が重視され、同様の事件にもかかわらず異なる判断がされる傾向があり、批判もあったそうである。そこで、最高裁では、判断の質の確保や迅速な裁判の実現を図るべく、2011年からチャンバー制という制度を導入したとのことであった。

チャンバー制においては、民事・刑事・宗教・行政・軍事の5つに分類されたチャンバーに、知識・経験・背景を踏まえて裁判官が配属されている。そして、事件の特性に応じて各チャンバーに事件が配点される仕組みになっている。

この制度のもと、昨年(2013年)は、約16,000件の事件が最高裁で解決されたそうである(未解決の事件は約6,400件)。チャンバー制は、今のところ最高裁にしか導入されていないが、同行したOtto Hasibuan会長は、本訪問の場で、下級裁判所においてもチャンバー制を導入してほしいと

要請した。

最高裁では、さらに、上告受理から3か月以内(商事事件は2か月以内)に判決まで行き着く制度の構築を検討しているとのことだった。

ジャカルタ訪問中、企業間の紛争のほとんどは、3か月以内で紛争解決を図ることのできるシガポールの仲裁センターを利用して解決されているとの話も聞いており、最高裁が現状に則した努力をしていることがうかがわれた。

(5) 最高裁では、判決の透明性を高めるため、当事者に対し、判決言渡しから24時間以内に、少なくとも主文についてはインターネットで公開しているというお話を伺った。

事件にバーコードを付して事件の処理状況を追うトラッキングシステム、裁判のペーパーレス化も今後導入を検討中とのことであった。

4 おわりに

インドネシアの司法制度は、日本を含む数か国の中でも参考にしているようだが、今回の訪問を通じて、日本にはない制度を教えていただくこととなった。短い訪問であったにもかかわらず、PERADI及び最高裁のいずれにおいても、新しい制度を導入・構築する意欲を強く感じた。今後、インドネシアの司法制度がどのように変化していくか興味深い。



IBAコラム

IBA東京大会への招待^⑫ (若手編)

静岡県弁護士会会員 烏居 夏貴

“What do you practice? (どんな業務をしていますか? 専門は何ですか?)”。このフレーズは、IBAの期間中に数え切れないほど耳にします。IBAでは日中のセッション以外にも海外の弁護士と交流する機会が多くあり、話のきっかけを作るため、もしくは自己紹介の一環として、冒頭のフレーズが使われます。この一言さえあれば、初対面の外国人弁護士ともある程度会話が弾みます。

また、私は弁護士1年目にしてIBAに参加する機会をいただきましたが、経験が浅いことを逆手にとり、“I'm interested in～”とアピールして興味のある分野について教えてもらうことができました。

IBAでの使用言語は英語ですが、実は簡単な英会話でなんとかなるものです。語学力に不安がある方でも、IBAに興味があるならば、ぜひ参加してみてください。